

平成25年定例第4回市議会会議録(第4日)

平成25年12月18日午前9時30分定例第4回市議会をみやま市役所議場に招集した。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	田中	信之	11番	内野	英則
2番	野田	力	12番	小野	茂樹
3番	上津原	博	13番	中島	一博
4番	荒卷	隆伸	14番	坂口	孝文
5番	瀬口	健	15番	井手	敏夫
6番	川口	正宏	16番	宮本	五市
7番	坂田	仁	17番	壇	康夫
8番	近藤	新一	18番	河野	一昭
9番	梶山	忠男	19番	牛嶋	利三
10番	中尾	眞智子			

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	梶嶋 修一	議会事務局係長	松藤 典子
次長	梶嶋 久男	書記	柿野 孝博

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市長	西原 親	企画財政課長補佐 兼財政係長	西山 俊英
副市長	高野 道生	介護健康課長 兼地域包括支援センター長	野田 浩
教育長	藤原 喜雄	福祉事務所長	梅津 俊朗
監査委員	平井 常雄	環境衛生課長	富重 巧斉
総務部長	吉開 忠文	農林水産課長	坂梨 一広
市民生活部長	松藤 泰大	商工観光課長	吉開 均
環境経済部長 兼企業誘致推進室長	横尾 健一	上下水道課長	加藤 康志
建設都市部長	石橋 慎二	学校教育課長 兼学校再編推進室長	大津 一義
教育部長 兼教育総務課長	江崎 昌昭	教育部指導室長	藤木 文博
消防長	塚本 哲嘉	企業誘致推進室 企業誘致係長	古田 稔
総務課長	馬場 洋輝	消防本部総務課長	北嶋 俊治
企画財政課長	坂田 良二	消防本部総務課長補佐 兼庶務係長	宮本 一久

7. 付議事件は、次のとおりである。

- (1) 議会改革調査特別委員会の設置について
- (2) 議案第56号 消費税法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- (3) 議案第57号 みやま市税条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 議案第58号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- (5) 議案第59号 みやま市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の

一部を改正する条例の制定について

- (6) 議案第60号 みやま市戸別浄化槽整備条例の一部を改正する条例の制定について
- (7) 議案第61号 みやま市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- (8) 議案第62号 財産の貸付けについて
- (9) 議案第63号 平成25年度みやま市一般会計補正予算（第4号）
- (10) 議案第64号 平成25年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- (11) 議案第65号 平成25年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- (12) 議案第66号 平成25年度みやま市生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）
- (13) 議案第67号 工事請負契約の変更契約の締結について
- (14) 請願第4号 社会福祉法人瀬高保育園建設に関する請願書
- (15) 請願第5号 少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書採択の請願
- (16) 請願第6号 新聞への消費税の低減税率適用を求める意見書採択に関する請願書
- (17) 閉会中の継続調査の申出について

(追加日程)

- (1) 発議第6号 少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書
- (2) 発議第7号 新聞への消費税の低減税率適用を求める意見書

午前9時30分 開議

○議長（牛嶋利三君）

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議会改革調査特別委員会の設置について

○議長（牛嶋利三君）

日程第1. 議会改革調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りをいたします。議会の組織運営等に係る調査研究について、18人の委員で構成する議会改革調査特別委員会を設置いたしまして、これに付託して調査をすることにしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議会の組織運営等に係る調査研究について、18人の委員で構成する議会改革調査特別委員会を設置し、これに付託して調査することと決定をいたしました。

お諮りをいたします。ただいま設置されました議会改革調査特別委員会の委員の選任については、みやま市議会委員会条例第8条第1項の規定により、お手元にお配りをしております名簿のとおり、議長を除く18名の諸君を指名いたします。

ここで暫時休憩をいたします。議会改革調査特別委員会を議長におきまして招集いたします。

午前9時31分 休憩

午前9時43分 再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま議会改革調査特別委員会におきまして委員長、副委員長が互選をされました。

その結果を報告いたします。

議会改革調査特別委員会委員長に8番近藤新一君、副委員長に18番河野一昭君と決定をいたしました。

以上のとおりでございます。

日程第2 議案第56号

○議長（牛嶋利三君）

日程第2．議案第56号 消費税法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第56号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論あ

りませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第56号を採決いたします。

この採決は起立によって行いたいと思います。

議案第56号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数でございます。よって、議案第56号 消費税法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については原案のとおり可決をされました。

日程第3 議案第57号

○議長（牛嶋利三君）

日程第3. 議案第57号 みやま市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては厚生常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めまいります。坂口厚生常任委員会委員長、お願いします。

○厚生常任委員長（坂口孝文君）（登壇）

厚生常任委員長報告をいたします。

議案第57号 みやま市税条例の一部を改正する条例の制定について、厚生常任委員会における審査の経過と結果の御報告をいたします。

当委員会は12月13日に、松藤市民生活部長、野田税務課長及び関係係長に出席を求め、委員全員出席の中、委員会を開催いたしました。

本議案は、地方税法の改正に伴い、みやま市税条例の一部を改正するものです。

まず、条例第47条の2、個人住民税における公的年金等に係る個人の市民税の特別徴収について、現在は年金より特別徴収されていた人が市外転出、または特別徴収税額が変更になった場合も、普通徴収に切りかえずに継続して年金より特別徴収できるようにするために改正するものであります。

次に、条例第47条の5、年金所得に係る仮特別徴収税額等について、4月、6月、8月に

徴収される仮特別徴収税額について、前年度分の本徴収額の3分の1としていたものを前年度の年税額の2分の1相当額の3分の1とするために改正するものです。

また、附則関係について、株式に係る譲渡所得等の申告分離課税制度が、上場株式等と一般株式等を別々にする課税制度に改正されたこと等に伴い、改正するものであります。

委員会では慎重審議の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第57号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第57号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決でございます。

議案第57号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第57号 みやま市税条例の一部を改正する条例の制定については委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第4 議案第58号

○議長（牛嶋利三君）

日程第4. 議案第58号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件については厚生常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めます。

坂口厚生常任委員会委員長、お願いします。

○厚生常任委員長（坂口孝文君）（登壇）

厚生常任委員長報告をいたします。

議案第58号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、厚生常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は12月13日に、松藤市民生活部長、野田税務課長及び関係係長に出席を求め、委員全員出席の中、委員会を開催いたしました。

本議案は、地方税法の改正に伴い、みやま市国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

内容としては、株式等に係る譲渡所得等の申告分離課税制度が上場株式等と一般株式等を別々とする課税制度に改正されたことに伴い、改正するものです。

委員会では慎重審議の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第58号の討論につきましては、ただいまのところ通告はあっておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第58号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決でございます。

議案第58号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第58号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第5 議案第59号

○議長（牛嶋利三君）

日程第5. 議案第59号 みやま市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては総務文教常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。宮本総務文教常任委員会委員長、お願いします。

○総務文教常任委員長（宮本五市君）（登壇）

それでは、総務文教常任委員長報告をいたします。

議案第59号 みやま市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務文教常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は12月12日に、吉開総務部長、坂田企画財政課長、西山企画財政課長補佐の出席を求め、委員会室において委員全員出席のもと委員会を開催いたしました。

本議案は、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、地方税の延滞金の割合の見直しが行われたことに合わせ、税外収入金の納付に係る延滞金の割合の特例を定め、条例を改正するものでございます。

委員会では慎重審議の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務文教常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第59号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第59号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決でございます。

議案第59号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第59号 みやま市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定については委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第6 議案第60号

○議長（牛嶋利三君）

日程第6 議案第60号 みやま市戸別浄化槽整備条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件については産業建設常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。瀬口産業建設常任委員会委員長、お願いいたします。

○産業建設常任委員長（瀬口 健君）（登壇）

議案第60号 みやま市戸別浄化槽整備条例の一部を改正する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は12月16日に、石橋建設都市部長、加藤上下水道課長及び関係係長に出席を求め、委員全員の出席のもと委員会を開催いたしました。

本議案は、公共下水道計画区域内の公民館等の浄化槽について、下水道供用開始までの間、これらの寄附採納を受けることで市が管理する浄化槽とみなし、市が維持管理をできるよう所要の改正を行うものであります。

委員会は慎重審議の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の御報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第60号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第60号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決でございます。

議案第60号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第60号 みやま市戸別浄化槽整備条例の一部を改正する条例の制定については委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第7 議案第61号

○議長（牛嶋利三君）

日程第7. 議案第61号 みやま市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件については産業建設常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めまいります。瀬口産業建設常任委員会委員長、お願いいたします。

○産業建設常任委員長（瀬口 健君）（登壇）

議案第61号 みやま市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は12月16日に、石橋建設都市部長、河野都市計画課長及び関係係長に出席を求め、委員全員の出席のもと委員会を開催いたしました。

本議案は、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、地方税の延滞金の割合の見直しが行われたことに合わせ、市営住宅の家賃に係る延滞金についても、その割合の特例を定めるため、条例を改正するものであります。

委員会では慎重審議の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の御報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第61号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第61号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第61号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第61号 みやま市営住宅条例の一部を改正する条例の制定については委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第8 議案第62号

○議長（牛嶋利三君）

日程第8. 議案第62号 財産の貸付けについてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。8番近藤新一君。

○8番（近藤新一君）

これは2回目ですかね、以前に一議員から、みやま市にとってはるかに有利な条件の会社を提示されておりましたけれども、その話について、今回改まって貸し付けをするに当たって、そこと協議をされたのかどうなのか、報告をいただきたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

市長。

○市長（西原 親君）

ただいまの質問でございますが、はるかに有利というふうな根拠も何もございませんものでしたから、これは最初から全部貸すということで契約をいたしておりましたので、そういった協議はいたしていません。

ただ、この件は、何回も申しておりますけど、17年間遊んでおった土地を、商工会とか経済界の方々と、どうしたら有効活用できるかということで、それを利用するために立ち上げた会社でございますので、今さらそれを入札とかなんとかすると、これは背信行為になると思いますので、はるかに有利と言われる議員さんもいらっしゃいますけど、その根拠も何もないわけです。

それで、200円とか150円とかおっしゃるけど、何にも根拠がないので、最初から3万坪貸すということで、ただ、それが農地であったから、しばらく農地が転用できるまで保留しただけです、最初から契約は貸すということでやっておりましたので、今さらそういうことはできないと思います。

○議長（牛嶋利三君）

8番近藤新一君。

○8番（近藤新一君）

今、市長、以前の答弁を繰り返されたわけでありましてけれども、私が申し上げておるのは、市長とすれば、はっきりした提案じゃなかったということで、改めて話はしていないということですね、わかりました。

○議長（牛嶋利三君）

答弁要りませんか。（「いいです」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ございませんか。10番中尾眞智子君。

○10番（中尾眞智子君）

今、近藤議員の答弁で、はるかに有利な根拠もないということで、そして、17年間塩漬けしてあった土地であるということで、20年間の契約で貸されるということですが、行政側としては、その20年の間には経済の変動があると思います。その変動の周期をどのように捉えているのか、そこをまずお聞きしたいと思いますが、お願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

市長。

○市長（西原 親君）

太陽光発電というのは20年単位で、あれが42円で20年間、九州電力が買い取るわけです。だから、20年ということにしているわけでごさいます、経済の変動がどのようになるか、ちょっと私も予想がつきませんので、一応、例えば大学なんかは無料で30年間貸しています。これは私たちの市としての政策でごさいますので、政策で貸しておるということでごさいますので、御理解をいただきたいと思います。大学は無料で30年間貸すということで、これに比べたら、はるかに私はいい方法だと思います。約12,000千円、あの土地代が入ってきますから、それに固定資産税も入ってきます。それと、今、出資をしておりますので、約8%から1割の配当もいただけると。これは銀行に預けとつても0.5%ぐらいしかないわけでごさいますので、非常に私は有利な計らいをやっているんじゃないかと思っております。

○議長（牛嶋利三君）

10番中尾眞智子君。

○10番（中尾眞智子君）

大学は選挙のときの公約ということで30年になりました。あのときも、30年というのは、私はもう80過ぎて生きているかなと、市長はもうとつくに死んでいるかしらんと、90、100近くになりますもんね。ということで、そういうふうに思っておりましたけれども、余りにも長期ということで、やはり経済変動の中の、経済には変動があるもので、そういうことは契約の中に入れておくべきではないかと。貸したほうも不安だし、借りているほうも、もっと安くなったときに俺たちは何でこげん高く払いよるやろうかと、そういうふうなこともあり得ると私は思っております。

そういうことで、今20年と言いますと、本当に正直なところ、私たちも生きているかどうか分からないという、そういうところの契約でごさいますので、やはり市有地ということでごさいますので、これは次世代につなぐ約束事というのかな、伝えておくということでも、そういう契約は経済の変動についても明確に入れておくべきではないかと私は考えておりますが、市長いかがでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

市長。

○市長（西原 親君）

大変いい御提案をいただきまして、私もなるほどと思いました。

御案内のとおり、地価も下降ぎみでございます。今、むしろ地価は上がっているというのは、ほとんど、特に地方都市ではないみたいでございますので、借っておる人、いわゆる今借りている会社のほうと十分協議いたしまして、そういった経済の変動についてはやっぱり今後は考慮しようということで、できれば、これは個人的な意見ですけど、5年置きぐらいに見直しても構わないと思っております。向こうも本当に喜ばれるのではないかと思いますので、非常に私はいいい御提案をいただきましたと大変喜んでおるところでございます。

○議長（牛嶋利三君）

10番中尾眞智子君。

○10番（中尾眞智子君）

ありがとうございます。5年置きにとおっしゃいましたけれども、普通、経済の変動というのは10年置きということで聞いておりますが、5年置きにさらに見直していただくというのであれば、そういう決め事をしていただくというのであれば非常にありがたいと思っております。ぜひ、そういう契約を交わされた場合、私に御一報いただければと、皆さんにも御一報いただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。答弁よろしく願いします。

○議長（牛嶋利三君）

答弁は必要ないですか。（「いや、答弁をお願いいたします」と呼ぶ者あり）市長。

○市長（西原 親君）

議会へ報告をいたしたいと思えます。

○議長（牛嶋利三君）

ほかに質疑ございませんか。5番瀬口健君。

○5番（瀬口 健君）

今の質問を受けて、市長が会社と再度調整するというお話ですが、変動をして、景気がよくなったら土地代を高く取る、景気が悪くなったら安くしますというようなことをやりますということでよろしいですか、今の答弁は。そしたら、どこでどの——その区切りが非常に難しいと思うんですよ。そこら辺の答弁というのは、今、皆さんに報告しますと言われたんですが、私は当然、固定で、価格の変動率じゃなくて、こういったことはぴしっとしとかんと借り手がなかったと思うんですよね。それはちょっとおかしいんじゃないかなというふう

に思いますけどね。どうでしょうか、もう一度。

○議長（牛嶋利三君）

市長。

○市長（西原 親君）

そういうところも含めて協議をしたいと思っております。

ただいま瀬口議員がおっしゃったようなことも含めて、これ42円というのは固定で20年間やっていますので、たびたび地代を高くしたり低くしたりするというのはいかがかとは思いますが、非常にですね、急激に土地が安くなったり、あるいは急激に高くなったり、そういったときには、やはり何らかの対策をとるべきではないかと思っておりますので、できれば固定ということを原則として、急激な変化があった場合は両方で協議するというぐらいのことにしたいと、このように思っているところでございます。

○議長（牛嶋利三君）

5番瀬口健君。

○5番（瀬口 健君）

だから、急激な変動があると、その変動がどれくらいかというのがわからんですね。だから、そうなると、小さいところまで決めていかやんですよね。どれくらい景気がよくなったらどげんしますと、どれくらい上がったらどげんしますというのをはっきり決めていかにやいかんですよ。その区切り、線引きが非常に難しいと思うんですね。そこら辺、よく考えられるならいいですけども、私はもう固定でぴしっと貸しとったほうが一番間違いないというふうに思っております。

○議長（牛嶋利三君）

市長。

○市長（西原 親君）

あくまでも原則としては固定にしたいと思っておりますけど、例えば土地代が急激に、もう半額になったり、あるいは倍になったりしたときは、やはりそれなりの対応をしないと市民の皆さんが納得をしないんじゃないかと思っておりますので、十分協議をしまして、お互いに納得できるようなことで進めたいと思っております。5年と言いましたけど、中尾議員は10年ぐらいでいいんじゃないかというふうなことでございますので、10年になると、その中で1回見直すと、1回協議するということになりますので、1回ぐらいはお互いに話し合っ、こ

れが適切かどうかということは、やっぱり話し合っても別に差し支えないと思います。そんなに急激に、今、平米140円で貸しておるのを300円に上げたり、あるいは極端に70円とか50円とか、そういうことはもうないと思いますので、その点ほとんど固定的な価格でやりたいと思っていますので、何とか御理解をいただきたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

5 番瀬口健君。

○5 番（瀬口 健君）

今後、企業誘致等々いろんなことが出てくると思うんですが、そういうときに、契約するときに、情勢変動でというようなことで契約を結ばれる場合に、非常に難しいところも出てくる可能性もあるわけですね。それで喜ぶ事業者もおるかもしれませんが、慎重にそこら辺はやっていただきたいというふうに思っております。ぜひともですね、企業を誘致することはいい方向でございますので、十分話し合いながらやって、最初に話し合いをしっかりと、途中でやり直したら、これは話が違うじゃないかというふうなことになるので、当初からそれは十分相手方と話し合った結果で決めていただきたいなというふうに思います。

以上でございます。返事は要りません。

○議長（牛嶋利三君）

答弁必要ないですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかにございませんか。1 番田中信之君。

○1 番（田中信之君）

いろいろと太陽光はこの前の最初るときも反対しました。一応精査して6点ほど質問いたします。まとめていいそうですからね、この前の壇前議長のときもそうやった。この前は壇前議長は途中で打ち切りましたけどね、そういうことのないように議長よろしく願いしますが。

○議長（牛嶋利三君）

いいですか、1 番議員。質疑ですから結構なんですが、今までの経緯があって、そのことに対して箇条書きでまとめてあるというふうなことで、それは非常に結構かと思いますが、その質問されるところのみを簡潔にお願いします。

○1 番（田中信之君）続

いいですよ。じゃあ、担当者はちゃんとメモしとってくださいよ。

まず一番簡単なことから言うね。まいピア高田の太陽光発電の10キロ当たりの入札が不調に終わったというふうに聞きました、電話したら。ですから、今度は太陽光とカーポートを分離して発注するというふうに聞きました。そして、太陽光に関する指名業者はみやま市の会社9社というふうに聞いていました。そして、予定価格が既に公表されていると思うけれども、予定価格をまず知らせてください。

それから……（発言する者あり）太陽光に関連するやろ。（発言する者あり）議案やろうもん、太陽光関係の。これは関係ないかい。太陽光に関するやん。そんなら答えんでいい、後でするから。

それから、この前も議会で言ったようにね、みやま市の業者もこのように力をつけてきているので、みやま市内の業者での最低価格を140円としてね、競争入札、指名競争入札でもいいですよ、したらいいわけですよ。で、誰も入札がなかったら140円でみやまエネルギーに決定するわけですたいね。だから、なぜ今回、みやま市の9業者も入れて指名競争入札、あるいは一般競争入札でしないのか、この理由ですよ。それは何遍も——わかりますよ、ただ、そういうことがあるわけですよ。この前はまだそろっていなかったと思うけれども、今度は指名競争入札でしているから、それをしないのかの理由が1つですね。

それから、今さっきも土地の問題があったけれども、減額して貸しているというけど、本来だったら固定資産台帳の5%、本来の貸し付けの料金であれば議会に諮らなくてもいいと。ですから、特別に安くしとるから、これは議会にかけているんだというような御答弁だったと思いますからね。じゃあ、実際はその5%だと思うけれども、それは幾らになるのか、そこをお知らせください。だから、平米当たりですよ、今回140円だけど、本来なら幾らで貸したら議会にかけなくてもいいのか、そこを1つお願いします。

それから、この前の私の一般質問での市長の回答、あんまり聞いていなかったんですけど、私が、例えば反社会的勢力のことを聞きまして、名簿を提出すると言われましたね。で、20,000千円を提示しなかったら引き上げるというふうに言われましたけど、昼食の後、発言取り消しということでございました。その後、全然、私も発言をする機会もないですけどもね。この件に関しては、そのちょっと前に、じゃあ、警察に行って確認をとると、市長が持たんなら瀬口社長がね。で、そういうことをされるのかどうかね。ただ、もし反社会的勢力がいれば、これは出資できないわけですからね、そこはどうされるのか、これは聞いていないから、これは関連しておりますからね、出資そのものがだめだと思うんですけどね、も

しそういう人がおられれば。

その件と、そうすると、私も一般質問の中にもわざわざ書いてね、よく市長が読まれて検討されて、よりよい回答をされるようにということで、わざわざいろんな、手のうちも書いとるわけですよ。ある議員は、「おまえ、あんまり書き過ぎだ」というふうに言われますけれども、ちゃんとした検討をして、いい返事をもらうために僕はわざわざ書いているわけですよ。その中でもね、例えばタイトルの⑤ですか、随意契約は便宜を与えることではないとする根拠を示せというふうに書いてあるけど、これは答えをまだもらっていません。だから、それをお願いします。

それから——まあ、これだけでいいですね。あと、政治倫理条例検討特別委員会からのお問い合わせとかなかったのかも聞いていますけど、それもなかったからね、それは今回……

○議長（牛嶋利三君）

1番議員、議題そのものに沿った質問をお願いしますね。

○1番（田中信之君）続

だから、随意契約で交わすわけでしょう。そいけん、これは社長が瀬口勝一さんでしょうが。それで、私も改めてですね、いろいろと法務局へ行って取った資料を見とったら、西原市長が社長のファスモ、これの中の取り締まりに瀬口勝一さんもおられますからね。ですから、市長は同じ筑後機材からは600千円もらっているけど、このファスモの取締役である瀬口勝一さんに、ファスモは給料とか役員報酬を払っているかどうか、これをお聞かせ願います。

それから……（「議題外」と呼ぶ者あり）

○議長（牛嶋利三君）

議題外ですから、そのことに対する答弁ができませんよ。

○1番（田中信之君）続

なら、それはせんでよかたい、後で教えてもらって。

○議長（牛嶋利三君）

議題に対する審議をお願いしておるとですから……

○1番（田中信之君）続

いやいや、それは関連さ、関連……

○議長（牛嶋利三君）

ちょっと聞いてください。もう毎回、前議長からもこのことに対する制止があっておりますよ。もう当然なことだと思います。ですから、この議事堂の中で全部提案された議案そのものですね、各委員会に付託した案件も含めて、ここで委員長報告、そして全体審議の部分に対する質疑を行っております。ですから、この議案に対する内容、このことに対する質疑を行ってください。ファスモだとかなんだとか、一企業名を出しての質疑は、それはやめてください。

○1番（田中信之君）続

いや、だから、それは関連があると僕は思うからね。——まあ、よかたい、それは。だから、ファスモの社長と随意契約の会長が一緒だから、関連があるから質問しとるだけであつてね。

そしたら、じゃあ今から重要なことを質問しますよ。これはね、みやま市のメガソーラー事業企画提案書というのを情報公開でもらいましたよ。これは議員持たんと思いますよ。情報公開で私だけが持つと思うけどね。その中に、要するに本社がここにある企業と、ここ以外ね、東京とか、みやま市以外の大きな企業に貸した場合の差ですよ、利益は全部持ってってしまうというふうに市長言われましたけれども、差は何かということですよ、どういう差があるのか。私はですね、法人住民税、法人税はどこも払わやんけんね、法人住民税だけが、例えば東京、大阪だとそこに行くと、みやま市には落ちないと。あとはほとんど一緒だと思いますもんね。まず、そこを確認してほしいということですね。

それで、その個人情報も、この前は言わんと、税の情報については言わないということでありましたからね、それはいいけど、計算方式を述べてくれということも言うたでしょう。しかしね、この情報公開されたみやま市メガソーラー事業企画提案書の中にこれがあるんですよ、法人住民税が均等割と法人税割とにちゃんと分けて書いてある。それで、それから見ますと、法人住民税の均等割というのは年70千円で、20年で1,400千円になりますね。そして、法人税割が35,440千円となっている。で、計36,340千円——これはメモってくださいよ、正しいかどうかね、ここに書いてあるのを僕が見てやっているんですから。

そして、これが前の第1、第2発電所の分ね。今度、第3発電所で1万5,752平米でしょう。これも法人住民税は、この割合でいくと、前の割合でいくと、面積とかから割り出していくと8,790千円になります。それで、第1、第2、第3発電所の合計が、使用料140円にすると228,800千円ぐらいになるわけですね。それで、法人住民税が、36,840千円と8,790千円

を足すと45,630千円ということになるね。それで、私がこの前、提案したように、近藤議員からあったように、大手の会社やったら倍出していますね、280円。500円のところもいっぱいあったね。

○議長（牛嶋利三君）

ちょっと1番田中議員、質問の要旨をです、ここだけばらばらばらばらやられても答弁のしようがないと思います。だから、ちょっと執行部のほうにお尋ねしますが、今、質問者に対する、いろんな箇条的に質問されてあるけれども、これをメモっても答弁できますか。答弁できんでしょう。（「できるくさ」と呼ぶ者あり）だから、いやいや、一発で、そこだけ、それは質問者はメモつとるからできますよ。だから、この質問の、具体的にそれだけまとめてしてあったら、冒頭、私が申し上げたとおりに簡潔に、質問の要旨を的確にお尋ねください。

○1番（田中信之君）続

ですから、そうすると274,430千円ぐらいの収入ですね、これは全部で、第1、第2、第3発電所をしたらば。そうした場合は、この法人住民税を今度280円で引いたら457,600千円からですね、それはわからん。せいけん、その180,000千円ぐらいはね、結局みやま市が少なく取るということになるわけですよ、これは。ですから、そこを皆さん知っとけばいいんですよ。利益をみやま市が損するという事じゃなくて、実際はそれは競争入札してですね、例えば280円でした場合、もっと高いところもあるけど、安いところもあるかもしれない。しかし、それは140円というのは、だから妥当というのは誰もわからんわけよ。

○議長（牛嶋利三君）

田中議員、質問中ちょっと申しわけないけど、一般質問のあれじゃないし、質問のこの内容そのものにですね、多岐にわたるのはいいですよ。だから、3回までの質疑ということで申し合わせもしとるし、そのことに対しては、もうその内容のやりとりをわかり過ぎて質問されとるけど、この質問の内容そのものがおかしくなるですよ。（「いんにゃ、おかしくならん」と呼ぶ者あり）

ちょっとここで暫時休憩します。そして、議会運営委員会を開催してください、委員長。暫時休憩します。

午前10時24分 休憩

午前11時02分 再開

○議長（牛嶋利三君）

それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

1 番田中信之君、質問を行ってください。

○1 番（田中信之君）

そしたら、私の質問の回数とかに関して、ちょっと勘違いもあったし、よっとわからんところもあったので、五、六問一遍に質問しようと思ったんだけど、基本的に一問一答ということかな。

○議長（牛嶋利三君）

そうです。

○1 番（田中信之君）続

それを3回まで。

○議長（牛嶋利三君）

はい。

○1 番（田中信之君）続

そしたら、第1番目にしました太陽光の10キロの入札の件、9社の指名競争入札の件については取り消します。

それから次に、開発エネルギー機構にある株主名簿、みやまエネルギー、この件については関連ですから、市長さんがこの前答弁されまして、株主名簿を出しますと、出さなかった場合は出資金20,000千円を引き揚げますというふうな答えをいただきまして、私もありがとうございますということでお礼を本会議で述べたけれども、その後、発言取り消しということがありましたんですけどですね。で、その中で、警察からの書類、反社会的勢力が株主にいないということを最初答弁されましたけど、その件はどうなっているのかをお聞きします。これが1点ですね。

○議長（牛嶋利三君）

市長。

○市長（西原 親君）

社長にお願いいたしまして警察に行ったそうです。そういう証明は出さないということです。警察がそういう証明は出しておりませんので、出せませんということです。ただ、非常に株主さんたちから怒りの声があなたに届いているそうです。自分たちが暴力団呼ばわりさ

れたと、大変なことになっているということをあなたに申し上げておきます。

○議長（牛嶋利三君）

1 番田中信之君。

○1 番（田中信之君）

それじゃ2番目、これは用地、第1、第2発電所が6万6,000平米と、そして今回が1万5,752平米でしょう。そして、どちらも140円だと。要するに、本社がみやま市にあったら利益があるけど、よそに利益を持っていかれるというふうに市長はずっとおっしゃっていましたけれども、結局この差ですよ、本社がみやま市にある企業と本社がみやま市以外の企業、この差は何かといったら、法人住民税だけだというふうに思いますけれども、その法人住民税が幾らかを、僕はこの情報公開で出た資料から見て、聞いてですね、第2一軒家が36,840千円と。今度の方で、その割合で計算すれば住民税が8,790千円と。合計で45,630千円というふうに聞いていますけど、この数字が正しいと思いますので、それをまず確認して、そして、例えばこの前、私、一般質問した140円を280円で貸した場合は一応金利を倍払いますから、そうすると、私が計算すると183,170千円ほど、これは仮定ですけど、市が損するという事をお聞きします。どうですか。

○議長（牛嶋利三君）

市長。

○市長（西原 親君）

詳しい数字は後でまた報告いたしますけれど、私たちがその契約をしたときは、社長は中原さんでございました、瀬口さんじゃなかったんですね。それと、非常にそのころは140円から120円というのは大体一般的な価格でありまして、太陽光発電ですね、私、芝浦ホールディングス、あそこに、有明炭鉱でやっている会社の社長に直接、今、電話しました。それで、140円は妥当ですかと言ったら、140円はまさに妥当ですと。それぐらいしかも、今はみんな借りませんよと、そうはっきり言われましたよ。それでね、あなたが200円、200円とおっしゃるけど、そういうところがあったら連れてきてください。

また、これは最初からもう何遍も言うように、あれを利用するためにつくった会社ですから、つくり上げて、これをやろうということで、みんな市民の人たちがまとまってやっておるのに、そのときに、なら入札しますというふうなことは言えませんよ。例えば、ある会社が、来るから土地を5,000坪ぐらい用意してほしいといって、5,000坪の土地を市が買ったと

します。それをですね、そんなら入札しますということだったら、その会社は怒りますよ。それと同じですよ。その土地が、誰も借り手がなかったんです。何とかせにゃいかん。これはコロンブスの卵と一緒にですよ、もうやった後にあなたが言うという、これは誰でもできますよ。だから、そこのところはやっぱり、あなた、早稲田まで出とってね、考えてくださいよ。そういうことです。

○議長（牛嶋利三君）

1 番田中信之君。

○1 番（田中信之君）

そいけん、まあ、反論はしませんけどね。

それじゃ、あと1個聞きますよ。私の一般質問の中に、今後、みやまエネルギー開発機構みたいな株式会社をあと1つつくりたいというふうにおっしゃいましたもんね。その件についての概要をお知らせ願いたいと。

それから……（「関係ない」と呼ぶ者あり）

○議長（牛嶋利三君）

これは議題外。

○1 番（田中信之君）続

関係ないか。じゃ、後であれば教えてくださいよ、法人住民税の差額はね、私はそういうふうに思っていますので。ですから、一般質問のことは後でまた議員とも話しますがね、反論されんから、もうきょうは終わり、これで。

○議長（牛嶋利三君）

環境経済部長兼企業誘致推進室長。

○環境経済部長兼企業誘致推進室長（横尾健一君）

田中議員の今の御質問は、法人住民税の額を教えるということでしょうか。これは一般質問のときにも私、答弁したかと思うんですけども、一企業の法人税額についての情報は個人情報に差しさわりますので、答えられませんということで申し上げておるとおりでございます。

○議長（牛嶋利三君）

17番壇康夫君。

○17番（壇 康夫君）

それでは、一問一答式ということで改めて確認しましたので、順番にやっていきたいと思
います。

まず1つ目に、先ほど8番議員のときに市長は、みやまエネルギーと20年貸すことで契約
しているという答弁をされたかと思えます。だから、この件は契約をする前に議案として上
がっていると思えますので、その契約という発言に対しての考え方、もしくは契約していな
いけど、どういう形でやるという発言の趣旨だったか、その確認をまず答弁をお願いしたい
と。

○議長（牛嶋利三君）

市長。

○市長（西原 親君）

正式な契約はいたしておりませんが、土地の賃貸借に関する覚書ということで、みやま市
と株式会社みやまエネルギー開発機構は、大規模太陽光発電の用地として使用する土地の賃
貸契約を締結するに当たり、次の事項について双方合意し覚書を交わすということで、全部
貸すということで覚書をしておりましたので、契約ということではございません。仮契約み
たいなもので、ちょっと私が契約と言ったことは、まことに申しわけありません。仮契約で
す。

○議長（牛嶋利三君）

17番壇康夫君。

○17番（壇 康夫君）

それでは、契約じゃなくて覚書ということで了解しました。

それじゃ2点目に、先ほど瀬口議員もおっしゃいましたけど、20年契約で、中尾議員の中
で変動の場合という、これも、前回の契約もそうでしょうけど、普通、賃貸契約というのは
最初にその辺を吟味して、例えば住宅ローンなんかは30年の固定にするのか変動にするのか、
そういうのを最初に決めるわけですね。途中で見直すことは不可能じゃないでしょうけど、
その辺も契約でうたってあるかどうか、それが重要なことだと思います。

だから、先ほど軽はずみな形で言われたのかどうか分かりませんが、10年間で見直す、
5年間で検討するというふうな話は本当にあり得るのか、それとも、前の契約と違って今回
の土地についてはそういう条項を入れるつもりでおるのか、その答弁をはっきり願いま
す。

○議長（牛嶋利三君）

市長。

○市長（西原 親君）

いつも田中議員からも指摘されているんですけど、今の社長と私はいつでも話ができる立場にありますので、できれば原則として、前申し上げましたように20年間固定ということがありますが、どうしても異常な変動があったときには、これはお互いに話し合っていてできるということを申し上げたわけで、それを条文に入れるか入れないかというのは、また今後話し合っていて決めたいと思っておりますので、入れる必要はないんじゃないかなと思いますけど、話し合っていて、それを入れるか入れないかということを協議したいと思っています。

○議長（牛嶋利三君）

17番壇康夫君。

○17番（壇 康夫君）

今のについては、契約の仕方がどうかわかんないのに財産貸し付けの提案をするということなので、ここについては、私そういう意見を申し述べときたいと思います。

一問一答で3回ですので、最後になります。

今回の貸し付けで2,205,280円、年間貸付料が出てくると。しかも、契約は平成26年1月1日からということは翌月の1月1日からと。これに対して、議案第63号で出ている一般会計の収入に入っていないんですね、3カ月あれば550千円ぐらいになると思います。これは否決されるという前提で収入がされていないのか、この辺は議案として不自然だと思いますけど、どう考えられますか。

○議長（牛嶋利三君）

企画財政課長。

○企画財政課長（坂田良二君）

貸付料の一般会計の収入に上がっていないという御指摘でございますけれども、歳入につきましては見積もりということになっております。今回の議案につきましては、当初に金額を計上いたしておまして、必ずしも全額を計上する必要は、歳入の場合はないということになっておまして、そういった取り扱いでさせていただいております。議案の不適合はないというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

ほかに質疑ありませんか。3番上津原博君。

○3番（上津原 博君）

今回の貸し付けでありますけれども、前回、第1発電所、第2発電所の場合、市民の地域住民の不安材料の中で、緩衝地帯、あるいは緑地帯を設けるということでありましたけれども、今回のこの部分についてはそういった説明がなかったんですが、今回についてはそこら辺の検討はどうされたのかをお聞きしたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

環境経済部長兼企業誘致推進室長。

○環境経済部長兼企業誘致推進室長（横尾健一君）

今回の東津留の土地につきましても、地元の皆さんと区長さんを初め役員の皆さんを含めて現場のほうの立ち会いを行いまして、高柳のほうからは、確かに言われるように植樹帯の緩衝帯ということで要望がありましたけれども、東津留のほうからは、そういったやつについては要らないというような話もございました。

それから、東津留のほうから話がありましたのは、横の南側のほうに水路がございますけれども、その水路の管理用地として管理できるような管理用ツールと申しますか、そういったやつをつくっていただきたいということでの御要望がございましたので、その分については市のほうで対応したいということで返答しているところでございます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

3番上津原博君。

○3番（上津原 博君）

結論として、第1発電所、第2発電所については緑地帯を設けているということと、今回についてはもう東津留のほうからはなかったということで、そういった緩衝帯、緑地帯というのは設けていないということによろしいんですかね。

○議長（牛嶋利三君）

環境経済部長兼企業誘致推進室長。

○環境経済部長兼企業誘致推進室長（横尾健一君）

そういうことでございます。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（牛嶋利三君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第62号の討論につきましては、通告がっております。1番田中信之君から討論の申し出がっておりますので、どうぞ。

○1番（田中信之君）

じゃ、反対討論ということで述べさせていただきます。

これは振りかえる意味でも、ちょっと長くなるかもしれませんが、言います。

株式会社みやまエネルギー開発機構は平成24年4月に設立され、このときの資本金は95,700千円だと思います。この会長が瀬口さん、社長が中原さんで、どちらも代表取締役で一緒の権限ですね。ですから、当時、随意契約のときは中原さんだったけれども、瀬口さんも、今度かわられましたけれども、一緒の権限というふうに理解しております。この時点で、みやま市の資本関係はなかったですね。ただし、市長はこの会社に出資してくれと商工会員の会社など五百五十か六十社、訪問したということをお聞きしましたし、それで努力を一生懸命されて、会社に出資してくれというお願いをされたというふうに思います。このときの瀬口氏と中原氏も10,000千円を出資されておりますね。

それから、平成24年12月議会、1年前ですけれども、この会社に市有地を140円パー・平米で貸すという随意契約で、貸し出すことが決まりました。この時点では、福岡県も大牟田市も遊休地を公募で決定しています。県は270円と150円で、大牟田は200円で、これは土地の造成も含めて、安いところもあるし、平べったかったら高いところもあるということで、ばらばらでございますね、公募の条件によりまして。高いところでいくと、徳島県小松市は540円パー・平米、それから松茂町は440円で、それぞれ貸し付けていますね。

田中議員が依頼した大手の会社は国内のパネルで、280円パー・平米の見積もりを提出していた。それで、貸付保証金として8万平方メートルの年間賃料の2倍の44,800千円を保証金として支払うと。ですから、この前も一般質問で、なぜ公募をせずに新しくつくった会社に随意契約で貸すのかというふうな質問に対して、市長の答弁は市内の企業を育成するため

で、問題はないというふうな答えをいただいております。

そしてその後、3月議会で、またこの株式会社みやまエネルギー開発機構に20,000千円を出資することを決定いたしました。市有地を貸した時点で——この会社は三セクではないですね、25%以下だから。それで、そのときは20,000千円出資して、95,700千円プラス20,000千円で、現在115,700千円だというふうに思います。

一般質問でもいろいろ言いましたけれども、西原市長とみやまエネルギー開発機構社長の瀬口勝一さんはですね、仲がよいのは非常に結構ですよ、同級生だから。ですから、これはもう倫理の問題ですから問題があると私は思うんだけど、市長はないとおっしゃいますけれども、瀬口社長の筑後機材から600千円ずっともらっていると、そして、瀬口勝一さんも市長が会社のファスモの取締役であると、こういう非常に密接な関係があると。そこに随時契約で貸すと。しかも、20,000千円も出資すると。

ですから、私はここに非常に不透明さがあると。ですから、例えば指名競争入札、今しているように、市内9社あると今聞きましたからね。それで指名競争して最低価格を140円にしてやれば、経済力がないところ、資金力がないところは参加しないと思うんですよ。それで、結果的にみやまエネルギーが1社だけやったら、それに決定ですよ。そしたら、市長も何も後ろ指さされることはないですよ。ですから、私は……

○議長（牛嶋利三君）

簡潔に討論を。

○1番（田中信之君）続

——そういうふうなことが背景にありますので、今回もこの随時契約ということは非常に異常な契約のやり方だと思いますので、自治体としてはやるべきではないということで、反対します。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

続きまして、賛成討論。討論通告してあります。18番河野一昭君。

○18番（河野一昭君）

賛成討論をいたします。

この用地は体験農園用地であって、平成6年1月に瀬高西部地区土地改良事業の面工事に着手され、102名の関係者の同意を得て、工場用地10ヘクタール、総合運動公園10ヘクター

ル、体験農園用地1万5,752平方メートルが確保され、17年間使用することなく現在に至っております。先祖伝来の美田を手放された方々の思いを顧みれば、市有地の有効利用は願ってもないことであり、賛成をいたします。

○議長（牛嶋利三君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

なければ、討論を終わります。

これより議案第62号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第62号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数でございます。よって、議案第62号 財産の貸付けについては原案のとおり可決をされました。

日程第9 議案第63号

○議長（牛嶋利三君）

日程第9. 議案第63号 平成25年度みやま市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第63号の討論については、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第63号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第63号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数でございます。よって、議案第63号 平成25年度みやま市一般会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決をされました。

日程第10 議案第64号

○議長（牛嶋利三君）

日程第10. 議案第64号 平成25年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第64号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第64号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第64号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数です。よって、議案第64号 平成25年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決をされました。

日程第11 議案第65号

○議長（牛嶋利三君）

日程第11. 議案第65号 平成25年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第65号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第65号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第65号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数でございます。よって、議案第65号 平成25年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決をされました。

日程第12 議案第66号

○議長（牛嶋利三君）

日程第12. 議案第66号 平成25年度みやま市生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。17番壇康夫君。

○17番（壇 康夫君）

ちょっとお尋ねしたいんですけど、歳出の部分で私も説明の段階では浄化槽の設置工事が55基というふうに確認しております。この55基については、当然、補正予算ですから3月度までなんでしょうけど、インターネット、ホームページの中で、申請を1月10日で締め切り

ますよという案内が出ております。だから、そういったものを含めて55基だと思いますけど、この部分の2月以降3月までの分はこれの中で償還できるという形で考えてあるのか、やり方がまた別にあるのかですね。また、何で住民にこの期間でないとだめよと締め切り期間を設けてあるのか、その説明だけお願いします。

○議長（牛嶋利三君）

上下水道課長。

○上下水道課長（加藤康志君）

インターネットのホームページ上で、1月10日までだったと思いますけど、一応申請の締め切りをしているところです。それによって、一応3月いっぱいまでの工事ということになりますので、そこまで一応締め切っておかないと3月いっぱいまで工事が終わらないというふうになっております。ただ、見込みとして55基程度は今後あるということで一応見込んでおりますけれども、そういうことで50,000千円を補正しているところです。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

17番壇康夫君。

○17番（壇 康夫君）

ということは、2月、3月、1月は11日以降ですけど、これは受け付けないということで書いてあるかと思えますけど、この50,000千円との関連性は全くないと考えていいんですか、それとも、それは来年度新予算に適用されるという意味でよろしいんでしょうか。その受け付けない理由とその予算組み関係を教えてください。

○議長（牛嶋利三君）

上下水道課長。

○上下水道課長（加藤康志君）

基本的には1月10日までとしておりますけれども、協議によってはちょっと延ばしてもいいというふうには考えております。それは予算との関連もありますけれども、一応そういうことで駆け込みで申し込みをされるという方もございますので、そこは一定の幅は持っておりますけれども、一応ネット上では1月10日までということにして、それ以降もまた申し込みがあった場合は個別の協議ということで考えております。50,000千円については一応見込みということですのでしております。それについては次年度に繰り越すとか、そういうことはござ

いませんけれども、そういうことで50,000千円を補正しているところです。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

17番壇康夫君。

○17番（壇 康夫君）

ということは、1月10日というホームページはある程度の原則論であって、個別には受け付けはできると、そういうふうに考えていいのかなど。

それと、今年度はですね、特にもう皆さん御存じのとおり住宅の建設が消費税の関係で、この年末を含めて駆け込みでやられて契約だけ持ち込まれると。浄化槽の場合は既存の住宅に浄化槽だけつける場合もありますよね、こういう場合は1カ月もかからないわけですよね、ある意味、支払いまでに。だから、そういう意味での消費税を見込めば、当然1月11日以降も出る可能性があるんで、その辺の明確な答弁だけをお願いしたいし、それによってはホームページの修正なり、その辺が必要かと思しますので、そこをもう一度確認します。

○議長（牛嶋利三君）

上下水道課長。

○上下水道課長（加藤康志君）

原則としてということではしております、1月10日までの申し込みである程度の総事業費の目安というのを立てるふうに考えています。ですから、事業費が余った場合と言うとおかしいんですけども、そういう場合については、それぞれ個別的に協議をして、年度内の設置が可能な場合については受け付けをするということで考えております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第66号の討論については、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第66号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第66号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数でございます。よって、議案第66号 平成25年度みやま市生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決をされました。

日程第13 議案第67号

○議長（牛嶋利三君）

日程第13. 議案第67号 工事請負契約の変更契約の締結についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。西原市長。

○市長（西原 親君）（登壇）

議案第67号 工事請負契約の変更契約の締結について、提案理由の御説明を申し上げます。

消防新庁舎電気設備工事につきましては、その契約合計が150,000千円以上となることから、本年6月議会において、みやま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会で可決いただきました。

今回の工事請負契約の変更契約の締結についても、同規定により議会の議決をお願いするものでございます。

当該工事につきましては本年度6月からの事業で、平成26年度に完成を予定いたしております。

今回お願いいたします変更の内容といたしましては、屋外訓練場夜間照明用の投光器を水銀灯からLED、発光ダイオードランプに変更するものでございます。

LEDは水銀灯に比べてエネルギー効率がよく、長寿命、高い視認性・応答性、省エネ効果などすぐれた性能を有しており、施設照明・屋外照明などの幅広い用途での需要が急速に拡大しつつあります。

特に2011年3月の東日本大震災以降は、電力消費構成の大きい照明分野での省エネ効果が

注目されています。

水銀灯から省電力のLEDに変更することにより、消費電力を大幅に抑え、ランニングコストを低減することができ、また、二酸化炭素の削減による地球温暖化防止にも貢献できます。

さらに、LEDは紫外線をほとんど放出せず虫が寄りにくいという特性があり、農作物への害虫対策として期待されています。今回の消防新庁舎建設予定地は周囲が農地であり、地元説明会においても耕作者より農作物への影響を懸念する御意見も多数いただいていることから、総合的に判断をいたしまして水銀灯からLEDへの変更をお願いするものでございます。

変更増額金額は5,303,880円であり、変更後の請負金額が196,403,880円でございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第67号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第67号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第67号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第67号 工事請負契約の変更契約の締結については原

案のとおり可決をされました。

日程第14 請願第4号

○議長（牛嶋利三君）

日程第14. 請願第4号 社会福祉法人瀬高保育園建設に関する請願書を議題といたします。

本件につきましては厚生常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。坂口厚生常任委員会委員長、お願いします。

○厚生常任委員長（坂口孝文君）（登壇）

厚生常任委員長報告をいたします。

請願第4号 社会福祉法人瀬高保育園建設に関する請願書について、厚生常任委員会における審査の経過と結果について御報告いたします。

当委員会は12月13日に、松藤市民生活部長、梅津福祉事務所長及び関係係長の出席、委員全員出席のもとに委員会を開催いたしました。

本請願は、瀬高保育園の園舎建てかえに合わせて、病児・病後児施設建設を計画しているが、病児・病後児保育の要求が高い現代社会にもかかわらず国の建設補助金がありません。しかし、みやま市市民の子育て中の親の苦労を考え、あえて病児室設置を決断されたものです。この事業は、我が愛する緑豊かなみやま市の将来の人口増加策の一端を担うものと確信し、これにより若者がみやま市に定住し、結婚し、安心して子供を産み育てていく未来を切り開くための支援の援助の一方策と考え、瀬高保育園の病児室設置建設補助を求めるものであります。

委員会では慎重審議の結果、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上、厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

請願第4号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより請願第4号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択でございます。

請願第4号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、請願第4号 社会福祉法人瀬高保育園建設に関する請願書については委員長報告のとおり採択をされました。

日程第15 請願第5号

○議長（牛嶋利三君）

日程第15. 請願第5号 少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書採択の請願を議題といたします。

本件につきましては総務文教常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。宮本総務文教常任委員会委員長、お願いします。

○総務文教常任委員長（宮本五市君）（登壇）

それでは、総務文教常任委員長報告をいたします。

請願第5号 少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書採択の請願について、総務文教常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は12月12日に、江崎教育部長、大津学校教育課長、藤木教育部指導室長、田中学校教育課長補佐の出席を求め、委員会室において委員全員出席のもと委員会を開催いたしました。

この請願の趣旨としては、将来を担い社会の基盤づくりにつながる子供たちへの教育は極めて重要であり、未来の先行投資として子供や若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要があります。少人数学級の推進及び義務教育費国庫負担制度の国庫負担割合の2分の1復元を実現するため、国の関係機関に対して意見書の提出を求めるものでございます。

委員会では慎重審議の結果、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、総務文教常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

請願第5号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより請願第5号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

請願第5号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、請願第5号 少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書採択の請願については、委員長報告のとおり採択をされました。

日程第16 請願第6号

○議長（牛嶋利三君）

日程第16. 請願第6号 新聞への消費税の低減税率適用を求める意見書採択に関する請願書を議題といたします。

本件につきましては総務文教常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。宮本総務文教常任委員会委員長、お願いします。

○総務文教常任委員長（宮本五市君）（登壇）

それでは、総務文教常任委員長報告をいたします。

請願第6号 新聞への消費税の低減税率適用を求める意見書採択に関する請願書について、総務文教常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は12月12日、吉開総務部長、坂田企画財政課長、西山企画財政課長補佐の出席を求め、委員会室において委員全員出席のもと委員会を開催いたしました。

この請願の趣旨としては、近年、活字離れが進む中で、書籍とともに新聞の購買率は低下傾向にあり、新聞を全く知らないで育つ子供たちがふえるなど次の世代の知的水準へ深刻な影響を及ぼすものと深く憂慮され、さらに、今回の増税によって新聞離れが加速することも懸念されるため、新聞購買料への消費税の軽減税率適用の実現を強く願い、国に意見書の提出を求めるものでございます。

委員会では慎重審議の結果、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、総務文教常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

請願第6号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより請願第6号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

請願第6号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、請願第6号 新聞への消費税の低減税率適用を求める意見書採択に関する請願書については委員長報告のとおり採択をされました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前11時45分 休憩

午前11時49分 再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩を閉じまして会議を再開いたします。

お諮りをいたします。発議第6号 少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題としたいと思いを。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、発議第6号 少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第1 発議第6号

○議長（牛嶋利三君）

追加日程第1. 発議第6号 少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書を議題といたします。

事務局より朗読をいたします。牛嶋議会事務局長、お願いします。

○議会事務局長（牛嶋修一君）

〔朗読省略〕

○議長（牛嶋利三君）

提出議員の説明を求めます。16番宮本五市君。

○16番（宮本五市君）（登壇）

発議第6号 少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書について、提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、地方自治法の規定に基づき、国の関係機関に対して意見書を提出するものであります。

本件の内容につきましては、ただいま事務局から朗読により説明をいただいております。皆様の賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

発議第6号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第6号を採決いたします。

お諮りをいたします。発議第6号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、発議第6号 少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書は原案のとおり可決をされました。

お諮りをいたします。発議第7号 新聞への消費税の低減税率適用を求める意見書を日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題としたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、発議第7号 新聞への消費税の低減税率適用を求める意見書を日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題とすることと決定をいたしました。

追加日程第2 発議第7号

○議長（牛嶋利三君）

追加日程第2. 発議第7号 新聞への消費税の低減税率適用を求める意見書を議題といたします。

事務局長より朗読をいたします。牛嶋議会議務局長、お願いします。

○議会議務局長（牛嶋修一君）

〔朗読省略〕

○議長（牛嶋利三君）

これより提出議員の説明を求めてまいります。16番宮本五市君。

○16番（宮本五市君）（登壇）

発議第7号 新聞への消費税の低減税率適用を求める意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、地方自治法の規定に基づき、国に対し意見書を提出するものであります。

本件の内容につきましては、ただいま事務局長から朗読により説明をいただいたとおりでございます。皆様の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

発議第7号の討論については、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第7号を採決いたします。

お諮りをいたします。発議第7号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、発議第7号 新聞への消費税の低減税率適用を求める意見書は原案のとおり可決をされました。

日程第17 閉会中の継続調査の申出について

○議長（牛嶋利三君）

日程第17. 閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

各委員長から、目下委員会において調査中の事件において、会議規則第111条の規定により、お手元にお配りいたしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りをいたします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

議会報編集特別委員会及び議会改革調査特別委員会につきましては、調査が終了するまでの閉会中の継続調査とすることになりますが、調査事項は別紙のとおりでございますので、御承知おきをお願いしたいと思います。

ここでお諮りをいたします。本会議中、誤読などによる条項、字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第43条により議長に委任をいただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字等の整理、訂正は議長に委任することと決定をいたしました。

これをもちまして本日の日程は全部終了をいたします。

会議を閉じます。

平成25年第4回みやま市議会定例会を閉会いたします。

午後0時05分 閉会

上記会議の次第は、椛島修一の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

みやま市議会議長 牛嶋 利三

みやま市議会議員 中尾 眞智子

みやま市議会議員 内野 英則